

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r.8.0）	とりまとめた資料-3 P31-11	下記の記載を修正した（下線部分） 【女川】用語の相違 （旧）泊の監視対象の考え方については女川と同様 （新）泊の「 <u>周辺監視区域境界付近</u> 」と女川の「 <u>発電所敷地内外</u> 」の監視対象の考え方については同じ。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第31条 監視設備（DB31 r.9.0）	P31条-37	下記の記載を削除した（下線部分） （旧）モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの実負荷による試験、検査が可能な設計とする。 <u>この試験、検査はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機それぞれ独立して実施できる設計とする。</u> （新）モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの実負荷による試験、検査が可能な設計とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r.8.0）	P31-40	同上	